

R9年度県単園芸補助事業のながれ

《令和8年度に行う手続き》

※補助事業で機械等の導入や施設等の整備をされる場合は、
導入する年度の前年度に事業要望をお願いします。

1 事業要望調査(以下の提出書類をR8.7.3までに作成し提出※期限厳守)

【提出書類】

- ①事業計画の承認申請書(別記様式1号)
- ②実施計画書(別紙B-1または別紙B-2)
- ③機械のカatalog、仕様書等
- ④見積書
- ⑤その他町が求める書類

2 事業計画承認申請(事前協議用)

上記①の事業計画承認申請書に、以下の添付書類を作成し、R9.1以降に提出

【提出書類】

- (1)施設等設置周辺図(参考様式1)
- (2)管理運営規定(参考様式2)
- (3)長寿命化対策上限事業費計算書(参考様式3)
- (4)補助対象事業費計算書(参考様式4)
- (5)農作業受託計画(参考様式5)
- (6)露地野菜集出荷システム整備計画(参考様式6)
- (7)営農資材等一覧表(参考様式7)
- (8)ステップアップ計画書(別紙C)
- (9)暴力団排除誓約書(別紙D)
- (10)種苗法誓約書(別紙E)
- (11)保険加入誓約書(別紙F)
- (12)たまねぎ機械導入・高度化計画(参考様式8)
- (13)機種選定根拠
- (14)規模決定根拠
- (15)求積表

3 提出先

役場農業振興課 園芸農産係 (TEL:0952-84-7121)

《令和9年度(機械導入年度)に行う手続き》 ※機械導入の場合

1 事業計画承認申請(事前協議済分) 令和9年2月以降順次

※機械によって、申請時期が変わります。

※補助残の借り入れを予定されている方は、この時点で融資の申し込みを行ってください。融資決定がされない場合で、自己資金が準備できなかったため、補助事業中止となった案件が発生しています。

2 事業計画承認内示・交付決定前着手届の提出

※事業計画の承認内示後、

- 機械の導入…見積書(3社)をとり、最低価格の業者と売買契約締結後、機械の発注が可能となります。
- 施設の建設…事業の着工(入札公告)が可能となります。

3 補助金交付申請

4 補助金交付決定

5 補助金実績報告書の提出

※事業完了(機械の納品日)から30日以内に町へ提出していただきます。

【提出書類】

- ①契約書
- ②納品書・請求書
- ③納品時の機械の写真(全体、型式番号、事業名が入ったものそれぞれ各1枚)

6 補助金交付請求書(概算払)の提出

7 補助金の交付(概算払)

※通帳は利息の発生しない決裁用で作成してください。

自己資金の準備等で長期間にわたり補助金が通帳に残っている場合、普通預金では利息が発生する可能性があるため、この利息分は、町へ返還することになります。

8 業者への代金支払